

改 正 後	改 正 前
個⑥035－2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。 イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 (2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。 (3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書のコピー金額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。 (4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。 (5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条、10条の2	個⑥035－2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。 イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 (2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。 (3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書のコピー金額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。 (4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。 (5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。 この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条、10条の2